

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 汎用レンタルサーバ用セキュリティ OS 使用許諾
(リバースオークション対象案件)
- (2) 規格及び数量 詳細は仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 詳細は仕様書のとおり

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、下記 URL よりダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

リバースオークションシステム：<https://www.deecorp.co.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

本件本学担当者：国立大学法人筑波大学財務部契約課（契約グループ）

小林（電話番号 029-853-2176）

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

- (1) 提出方法 リバースオークションシステム (<https://www.deecorp.co.jp/>) 上にて提出
- (2) 提出期限 令和5年10月20日 12時00分

4 同等品以上のもので参加する場合の取扱い

同等品以上のもので参加を希望する場合は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を「リバースオークション入札の注意事項」により提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

5 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

リバースオークションシステム：<https://www.deecorp.co.jp/>

6 入札方法

入札金額には、1 か月 1 台当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 入札保証金及び契約保証金
免除する。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和5年10月5日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

本競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加にあたっては、システムの登録手続きが必要となるため、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

ディーコープ株式会社：<https://www.deecorp.co.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

※なお、システムの登録手続きは、必要な書類をディーコープ株式会社で受理後、数日を要するので注意すること。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回、競争参加の意思表示を行う必要がある。手順については下記の通りとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目の案件公開は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。1 回目の案件には、入札件名の前に【募集】と表示するので、本競争に参加を希望する者は、後記 7. に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

② 納入できることを証明する書類

(①と②を合わせて以下「競争参加者の確認書類」という。)を、後記 7. に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を表示しなければならない。

ただし、例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合には、

① 競争参加資格の確認のための書類

をシステム上で提出することに加えて、

② 納入できることを証明する書類

③ 提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合のみ、本競争に参加することができる。その場合、システム上にて「商談開始」の通知を行うので、本競争に参加を希望する者は、「商談開始」通知を受理した場合のみ、2 回目の意思表示を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、システム上の「見積回答フォーム」より、添付ファイルとして提出しなければならない。この際、システム上、金額を入力しなければならないが、1 回目の案件公開は、金額の提示ではなく、参加の意思表示を行うためのものであるため、**「0円」**にて金額を入力すること。なお、1 回目の金額入力後、順位が 1 位となった場合であっても交渉権者とはならないので留意すること。
- ・「商談開始」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週

間程度要する場合も有る。

1.3.2【2回目】

2 回目の案件公開は、1 回目の書類提出後、合格となった者のみを対象に行う。2 回目の案件には、入札件名の前に**【競争】**と表示するので、合格となった者は、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・2 回目の案件公開では、**システム上にて入力された金額を入札価格**とするので、**システム上での見積書の添付は不要**とする。

2. 入札開始日時 本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時 令和 5 年 11 月 16 日 11 時 00 分

4. 入札金額には、1 か月 1 台当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

6. 落札決定の日から 7 日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認書類を下記の期日までに提出すること。例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類 …システム上にて提出

- ・令和 6 年度の資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

②納入できることを証明する書類 …システム上にて提出（例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合は紙媒体で提出）

- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・納入実績表・・ 1 部
- ・参考見積書（別紙留意事項を確認のうえ作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
 - (1) インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
 - (2) 上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

③例示品と同等品以上であることを証明する書類 …紙媒体にて提出

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 部
- ・提案物品すべてのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和 5 年 10 月 20 日(金) 12 時 00 分

■提出場所

〒305－8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
 国立大学法人筑波大学財務部契約課 小林
 電話番号：029-853-2176

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・物品供給契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(様式例：例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合)

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名



下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

- 1 入札の件名
 汎用レンタルサーバ用セキュリティ OS 使用許諾
- 2 添付書類
 - ・ 仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または
 具体的な表現で記載した技術仕様書 4部
 - ・ 提案物品すべてのカタログ 4部
 - ・ 代理店証明書（販売代理店が参加する場合） 1部
 - ・ 定価（価格）証明書 1部
 - ・ 納入実績表 1部
 - ・ 参考見積書 1部
 - ・ アフターサービス・メンテナンスの体制表 1部
 - ・ 外国製品による場合は次の書類 1部
 - (1) インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
 - (2) 上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価
 格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、1回目の案件公開で見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、2回目に案件公開する入札に必ず参加していただくようお願いいたします。

（※注） 1回目の案件公開で合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社が提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 件 名

汎用レンタルサーバ用セキュリティ OS 使用許諾

2. 規格及び数量

別紙のとおり

3. 使用許諾期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 納入場所

国立大学法人筑波大学外国語・学術情報メディアセンター CA 棟 CA103

5. 支払方法

- (1) 代金は、1 か月分を取りまとめた件数に、1 台当たりの契約単価を乗じて算出するものとする。なお、算出して得られた金額に円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。
- (2) 代金は、1 か月毎に支払うこととし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

6. その他

- (1) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。
- (2) その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

1. 規格及び見込数量等

Secup-BSD（統合版）、つくばセキュアネットワークリサーチ社製 一式
または同等品以上
レンタルサーバ 74 台

2. 同等品以上のもので参加する場合

同等品以上のもので参加を希望する者は、予め同等品以上であることを証明できる書類を令和5年10月20日（金）12時00分までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

3. 導入目的

国立大学法人筑波大学（以下、本学）の学術情報メディアセンター（以下、当センター）では、学内各部局等からのサーバ設置の要求に対応するため、レンタルサーバを管理・運用している。このサーバは、計算機の管理に詳しくない一般の職員であってもサーバのユーザ管理、メール・Webサーバ管理が容易に行え、かつ、セキュリティが強化されている必要がある。

現在は、本レンタルサーバ事業で74台のホストを運用している。

今後もその需要は増えることが見込まれ、そのOSについては、一元的に導入する方針となった。

4. 性能、機能に関する要件

当センターが本レンタルサーバ事業を継続させるため、以下の全ての要件を満たすこと。

4-1 つくばセキュアネットワークリサーチ社製 Secup-BSD（統合版）の最新版（以下、Secup）または同等品以上のOSを提供すること。

4-2 同等品以上の性能・機能に関する仕様

4-2-1 以下の機能を利用者の希望に沿って組み合わせて提供可能であり、希望のないサービス・機能は停止できること。

メール（Postfix, Courier-IMAP）、Web（Apache）、FTP/SFTP、WebDAV、データベース（MySQL または PostgreSQL）、メーリングリスト（Mailman）、DNS（Bind）、Webメール（Roundcube）

4-2-2 メールを送受信はSSLに対応し、非SSL通信では平文パスワードやそれに相当する情報がネットワーク上でやり取りされる認証を拒否するよう、適切に設定することが可能なこと。

4-2-3 FTPでも平文パスワードでの認証が行われないようにするとともに、FTP/SFTPではchroot等の機能を使って権限のあるWebコンテンツの設置領域以外にはアクセスできないように設定することが可能なこと。

4-2-4 Webサービスはサンドボックス内で稼働させ、Webサーバのプロセスがメールなどの不必要なデータに直接アクセスできないファイルシステム構成に設定することが可能

なこと。ただし、メール送信等の機能は CGI から利用できるように設定することが可能なこと。

- 4-2-5 アカウントを管理者と一般ユーザとにグループ分けすることが可能であり、それぞれに以下の機能を具備した統合された Web 管理 UI を提供すること。

管理者：ユーザ（作成、削除、パスワードリセット、一般ユーザが可能な全操作の代理）、メールリングリスト・エイリアス、Web ページアクセス制限、WebDAV、DNS 情報、ディスククォータ、データベースおよびメール通知先の管理と OS の再起動・停止

一般ユーザ：パスワード変更、メール振り分け、および個人用 Web アクセス制限の管理、SSH 公開鍵管理

- 4-2-6 OS および 4-2-1 に示したサービス・機能、保守のために導入している各種アプリケーションを自動でバイナリアップデートする機能を有すること。なお、契約期間中は一次開発元によるセキュリティアップデートが提供される状況が維持されること。必要であれば当センターと協議の上、OS や各種アプリケーションのメジャーバージョンのアップデートも実施すること。

- 4-2-7 4-2-6 のアップデート機能は、レンタルサーバ共通のコンパイルオプションの変更にも対応し、さらに Apache のモジュール等の追加にも柔軟に対応できるようにすること。

- 4-2-8 OS のアップデート作業時にはファイルシステムのスナップショット等適切なバックアップを取り、不具合が生じた場合には元の状態に戻せるように設定することが可能なこと。その場合でも、受信済のメールや Web コンテンツなどの利用者データについては元の状態には戻らないように設定することが可能なこと。

- 4-3 本件で提供された OS を導入しているサーバに対して、契約期間中は次の作業を行うこと。

- 4-3-1 月に一度の頻度でセキュリティアップデートを実施すること。

- ・実施日時については本学と協議の上、本学の指示に従うこと。
- ・再起動を伴う保守については、利用者が少ない深夜もしくは早朝に行うこと。
- ・保守内容については事前に当センターへ報告し、承認を受けること。

- 4-3-2 システムに緊急的な脆弱性が発見された場合は、速やかに対処すること。

- ・脆弱性については、常に情報収集をし、本レンタルサーバ事業に関連するものについては、速やかに当センターへ報告すること。
- ・緊急度が高い場合は、対策版の公開から極力 24 時間以内に対処すること。
- ・保守を迅速に行うためにリモートからの保守を行っても差し支えないが、リモートからの保守に係る費用は全て受注者側で負担すること。

- 4-3-3 不具合の調査を行うこと。

- ・システムの利用に当たって、不具合が発見された場合には、問題の切り分けを行うこと。本件で提供された OS の構造上の問題に起因する場合は、当該不具合の解決を行うこと。なお、ベースとなっている FreeBSD に起因する不具合の場合、積極的に

開発元とコンタクトを取って、問題解決に当たること。また、本レンタルサーバ事業として提供している、メール（Web メール、mailman による ML 機能を含む）、Web サーバ、WebDAV、DNS サーバ、データベースの各機能についての不具合は迅速に解決に当たること。

4-3-4 サービス内容の拡充への支援を行うこと。

- ・本レンタルサーバ事業では、メール、Web メール、ML、Web サーバ（DB を使った CMS 導入のための環境構築を含む）、WebDAV、DNS の機能を提供している。また、ユーザーや本学職員などからの要望を反映するための支援を行うこと。

4-3-5 要望への対応

- ・本レンタルサーバ事業では、基本的なサービス以外にサーバ利用者の要望には必要に応じた対応をしている。この具体的な実現に対して協議に応じること。

4-4 VM 環境への対応

本レンタルサーバ事業では、特殊な場合を除いて物理マシンではなく、仮想マシン（VM）でサーバを運用する。受注者は仮想環境についての知識を持ち、仮想環境でのサーバ構築、運用に対応できること。障害や不具合が発生した場合、仮想環境であることを考慮した対応もできること。

契 約 書 (案)

件 名 汎用レンタルサーバ用セキュリティ OS 使用許諾

代 金 額 金 円也 (1 か月 1 台当たり)
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也 (消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 奈良 哲 (以下「甲」という。)
と 供給者 (以下「乙」という。) との間において上記件名 (以下「物品」という。) について、上記の代金額で、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、甲に対し使用許諾するものとする。

第 2 条 納入場所は、国立大学法人筑波大学外国語・学術情報メディアセンター C A 棟 C A 103 にするものとする。

第 3 条 使用許諾期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 代金は、1 か月分を取りまとめた件数に、1 台当たりの契約単価を乗じて算出するものとする。なお、算出して得られた金額に円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。

2 代金は、1 か月毎に支払うこととし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

第 5 条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第 6 条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、乙に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第 7 条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の 10 分の 1 に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第 8 条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。

第 9 条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第 10 条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第 11 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

乙 【住所】
 【法人等名】
 【代表者等氏名】